◎新潟県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年１月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　都市計画の種類

新潟都市計画都市再開発方針（新潟市決定）

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課